

特定外来生物捕獲までの流れ

防除(捕獲・処分)をしたい

錯誤捕獲や事故防止に万全の対策を講じるための講習(説明)を受け、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有すること。

・特定外来生物捕獲従事者証申請書の提出……………申請様式(P10)

従事者証及び防除標識

・アライグマ又はヌートリア防除従事者証を発行……………参考様式1(P11)

・箱わな防除標識を発行(ひとつの箱わなに1標識) ……参考様式2(P13)

郵送

箱わなの設置

- ・箱わな防除標識を取り付ける。
- ・1日1回以上巡視する。その際には必ず防除従事者証を携帯する。
- ・防除の方法・防除の際の留意事項をご覧ください。

捕獲できた

恵那市役所林政課
又は、振興事務所へ
連絡

【捕獲固体集積場所】

- 旧恵那⇒市役所林政課or山岡振興事務所
- 恵那南⇒山岡振興事務所

捕獲できない

・捕獲した個体は獣医師により安楽死処分しますので箱罠のまま所定の場所までお持ち下さい。(2, 3日の間、箱罠を預かることになります。)

・死亡している個体については引き取ることが出来ませんので捕獲者の所有地(山林等)に土中埋設してください。

・参考様式1に記入し林政課まで報告ください。(O頭捕獲の場合もその旨を記入)

●許可年度中に捕獲したものについて、防除従事者証(P11添付のもの)により報告してください。

※報告については年度末になりましたらご案内いたします。